

< 新企業育成貸付 >

「中小企業経営力強化資金」のご案内

日本経済は回復基調に戻っていると報道されていますが、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状態が続いております。この度、創業または経営多角化・事業転換等の新たな事業活動を行う中小企業の皆様の経営力や資金調達を支援するために、「中小企業経営力強化資金」ができましたのでご案内を申し上げます。

この融資制度は、認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営者自らが事業計画書を作成し、融資実行後も認定経営革新等支援機関の経営支援を得て事業計画の達成に向けて取り組むことが求められているものです。

その特徴としては、融資金額1,500万円以内については、「基準利率 0.4%」の低利で、無担保・無保証人でご利用ができます。

尚、当社は、昨年11月に経済産業省から「認定経営革新等支援機関」の認定取得をしていますので、この融資制度の活用をご支援することが出来ます。

融資制度の概要は次の通りですのでご参考にして下さい。新しい事業を検討されている方、また本件に関するご質問・お問い合わせ事項がありましたら、監査担当者又は総務（小林）までお気軽にご連絡をお願いします。

中小企業経営力強化資金の概要

ご利用いただける方	1. 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により 市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする方 2. 自ら事業計画の策定を行い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する 法律に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	
資金の使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が、事業計画の実施のために必要とする 設備資金及び運転資金	
融資限度額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)	
ご返済期間	設備資金	15年以内 <うち措置期間2年以内>
	運転資金	5年以内(特に必要な場合は7年以内) <うち措置期間1年以内>
利率(年)	特別利率A(融資額15百万円以内の場合は、「特別利率A - 0.4%」)	
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、 お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	
融資の申込み	日本政策金融公庫国民生活事業の窓口にお申込みください。	

* お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。

* 審査の結果、お客様のご要望に添えないことがあります。

制度のスキーム

